

2025年5月8日

各 位

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議致しましたのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への一層の利益還元と資本効率の改善を通じて、当行の企業価値の持続的な向上を図るため。

## 2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当行普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,700,000株（上限）<br>(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.62%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000百万円（上限）                                     |
| (4) 取得期間       | 2025年5月9日から2026年1月30日まで                          |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                  |

## 3. 消却に係る事項の内容

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当行普通株式          |
| (2) 消却する株式の数  | 上記2より取得した自己株式全数 |
| (3) 消却予定日     | 2026年2月27日      |

(ご参考) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式（自己株式除く）	36,760,446株
自己株式数	419,827株

なお、本日「業績予想の修正に関するお知らせ」、「2025年3月期配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」を開示しておりますので合わせてご確認ください。

以上